

2007年2月9日

各 位

会社名 ボ ッ シ ュ 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 ステファン・ストッカー
(コード番号 6041 東証第1部)
問合せ先 法務室長 渡 辺 修
(TEL 03 5485 4155)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2007年3月28日開催予定の第99回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

変更の理由は次のとおりであります。

- (1)「会社法」(平成17年法律第86号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の一部または全部につき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるように、第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (2)株主総会における議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするため、所要の変更を行うものであります。(現行定款第19条)
- (3)社外監査役として適切な人材を招聘することを容易にし、その職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります。(変更案第40条)
- (4)条文を新設することにより、条数の繰下げを行うものであります。
- (5)その他定款全体の整合性を図るため、一部表現を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2007年3月28日(水)
定款変更の効力発生日	2007年3月28日(水)

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(決議方法) 第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数でこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第19条 株主は、本会社の議決権を有する株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>第20条 ~ 第23条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役) 第24条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>第25条 ~ 第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第29条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2.本会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなすことができる。</p> <p>第30条 ~ 第38条 (条文省略)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議方法) 第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数でこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第20条 株主は、本会社の議決権を有する株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>第21条 ~ 第24条 (現行のとおり)</p> <p>(代表取締役) 第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>第26条 ~ 第29条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第30条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2.本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなすことができる。</p> <p>第31条 ~ 第39条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 39 条 ~ 第 43 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 44 条 本会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第 45 条 本会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。 2.本会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。 3.前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第 46 条 (条文省略)</p>	<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 40 条 本会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 41 条 ~ 第 45 条 (現行のとおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 46 条 本会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 47 条 本会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。 2.本会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。 3.前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第 48 条 (現行のとおり)</p>

以 上